明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○診療放射線技師法施行規則及び診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八三）　一
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通四五）　二
〔告　示〕
○外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める水域及び期間を定める件（農林水産六四六）　二
○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件の一部を改正する件（同六四七）　三
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同六四八）　三
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通五七二）　一七
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令附則第二条第三項及び第五項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（同五七三）　一七
〔官庁報告〕
国家試験
令和五年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一九
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　二四
会社その他
会社決算公告　二六

省令

○厚生労働省令第八十三号

診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十三条の規定に基づき、診療放射線技師法施行規則及び診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信